

令和 8 年度日向市立中学校 3 年生の 学校給食費無償化について

中学 3 年生については、将来における進路選択の時期であり、保護者の負担が増加することから、その負担を軽減するために日向市では、令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月まで中学 3 年生の学校給食費を無償とします。

また、食物アレルギーや、長期欠席等の理由により、市に対して給食停止届等の申請を行った中学三年生のうち、ひと月を通して給食の提供を全部又は一部受けていない中学 3 年生に対し、学校給食費相当分の支援(学校給食費無償化給付金の交付)を、次のとおり実施します。

給付金の交付を受けるためには、申請していただく必要があります。

1 学校給食費無償化対象者

■ 中学校に在籍する中学 3 年生の生徒

※日向市立中学校に在籍している生徒の場合は、無償化に伴う保護者様の手続きは必要ありません。

※日向市立中学校に在籍している、市外在住の生徒も対象となります。

2 学校給食費無償化給付金について

【対象者】

○長期欠席、食物アレルギー等の事情により、ひと月を通して給食の提供を全部又は一部受けていない日向市立中学校に在籍している中学 3 年生の保護者(※長期欠席や食物アレルギー等については、様式第 4 号(第 8 条関係)学校給食停止届を提出している生徒に限ります。)

○日向市立中学校以外に就学する中学 3 年生の保護者で市内に住所を有する方

(※一例：日向市に住所を有する保護者が監護し、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校に在籍する中学 3 年生は該当します。)

※ひと月とは、月の初日(1 日)からその月の最終日までを指します。

【給付額】

○上限 6,900 円×該当月数

※食物アレルギー対象の方は(6,900 円－実給食費相当額)×該当月数

※令和 8 年 4 月分から令和 8 年 9 月分を交付します。(8 月を除く最大 5 か月分)

※令和 8 年 10 月分から令和 9 年 3 月分(最大 6 か月分)については改めて案内します。

【申請までの流れ】

○給付金対象者に該当する方は、期限(令和 8 年 9 月 30 日)までに日向市学校給食センター宛に、申請書の提出または、WEB での申請をお願いいたします。

※提出先：〒883-0033 日向市大字塩見 3016 番地 3 日向市学校給食センター宛

※申請書は市ホームページからダウンロードし、印刷をお願いします。

(学校給食センターでも申請書を配布します)

※Web 申請はこちら <https://logoform.jp/form/qfqE/1662915>

Web 申請



【お問合せ先】

日向市教育委員会
学校給食センター

TEL. 0982-55-0555